

平成25年10月24日

受益者の皆様へ

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

「損保ジャパンーフオルティス・トルコ株式マザーファンド」および 「損保ジャパンーフオルティス・トルコ株式オープン(愛称:メルハバ)」 信託約款の変更(予定)のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は弊社の投資信託をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では「損保ジャパンーフオルティス・トルコ株式オープン(愛称:メルハバ)」(以下「ファンド」または「ベビーファンド」といいます。)および当ファンドの主要投資対象である「損保ジャパンーフオルティス・トルコ株式マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)につきまして、信託約款の変更を予定しております。

信託約款の変更内容、手続き等につきましては、後掲する詳細をご参照下さい。
なお、今般の信託約款の変更にご同意いただける場合、特別なお手続きは必要ありません。

ご異議のある方のみ、後掲する「3. 異議申立て手続き」をご確認のうえ、お手続き下さい。

また、今般の信託約款の変更は、実質的な運用方針を変更するものではなく、受益者の皆様に追加コストが発生するものではありません。

何卒、ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

【本件に関するお問い合わせ先】

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 営業部
電話番号 03-5290-3519 (受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

1. 変更内容および理由

<変更内容>

- ・ マザーファンドにおけるトルコ株式の運用指図に関する権限の委託先(以下「運用委託先」といいます。)の変更。
- ・ 運用委託先変更に伴うベビーファンドの「申込不可日」変更。

運用委託先	変更前	BNP パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エス
	変更後	ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー(ロンドン支店)
申込不可日	変更前	・ イスタンブール証券取引所の休業日(半日休業日を含みます。) ・ イスラム暦に基づくトルコの休日(砂糖祭と犠牲祭)の期間および当該期間開始日より4営業日前までの期間
	変更後	・ <u>ロンドンの銀行休業日</u> ・ イスタンブール証券取引所の休業日(半日休業日を含みます。) ・ イスラム暦に基づくトルコの休日(砂糖祭と犠牲祭)の期間および当該期間開始日より4営業日前までの期間

【ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエーについて】

- ・ スイスを代表する資産運用会社の一つ
- ・ 1969年スイスで設立。グローバルに25拠点を展開
- ・ 運用資産額:約856億米ドル(約8兆4,393億円)
- ・ 世界の個人投資家・機関投資家に様々な運用戦略を提供 (2013年6月末現在)

<変更理由>

マザーファンドにおける運用委託先を変更するため、マザーファンドおよびベビーファンドの信託約款に所要の変更を行うものです。

※ 信託約款の変更内容は、後掲する「5. ご参考<信託約款新旧対照表>」をご参照下さい。

また、上記の変更が決定した場合には、運用委託先の変更に伴い以下についても変更を行います。

マザーファンド 名称	変更前	損保ジャパン・フォルティス・トルコ株式マザーファンド
	変更後	トルコ株式マザーファンド
ベビーファンド 名称	変更前	損保ジャパン・フォルティス・トルコ株式オープン(愛称:メルハバ)
	変更後	トルコ株式オープン(愛称:メルハバ)
運用管理費用 (信託報酬)	変更前	・ 年率 1.995%(税抜 1.90%) ・ 運用委託先への投資顧問報酬*年率 0.70%
	変更後	・ 年率 <u>1.89%</u> (税抜 <u>1.80%</u>) ・ 運用委託先への投資顧問報酬*年率 <u>0.60%</u>

※ 「運用委託先への投資顧問報酬」は委託会社が受け取る報酬から支払われるものであり、受益者の皆様に追加でご負担いただくものではございません。

なお、今般の投資顧問報酬の引き下げに伴い、委託会社が受け取る報酬も引き下げます。

2. 今後の手続きと日程

内容	日程	詳細
新聞公告日	平成25年10月24日	信託約款の変更の予定は、日本経済新聞(朝刊)で公告いたします。
異議申立期間	平成25年10月24日 ～ 平成25年11月28日	公告日現在の受益者は、異議申立期間中に損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に対し、書面により本信託約款の変更に関する異議を申立てることができます。 ※詳細は後掲する「3. 異議申立て手続き」を参照下さい。 なお、信託約款の変更にご同意いただける場合、特別なお手続きは必要ありません。
約款変更正式決定日	平成25年11月28日	上記期間に受付けた異議申立口数を集計します。 集計した異議申立口数が・・・ ・ <u>受益権総口数の二分の一を超えない場合</u> 予定通り、信託約款の変更を行うことを決定します。 ・ <u>受益権総口数の二分の一を超えた場合</u> 信託約款の変更は行いません。 この場合、信託約款の変更を行わない旨を速やかに日本経済新聞にて公告いたします。
信託約款変更適用日	平成25年12月27日	約款変更が正式決定した場合、変更内容を適用開始いたします。

※ マザーファンドの信託約款の変更に関しましては、ベビーファンドの信託約款に係る受益者の受益権の口数を、マザーファンドにおける実質的な受益権の口数に換算させていただきます。

3. 異議申立て手続き

<本信託約款の変更にご同意いただける場合>

特別なお手続きは必要ありません。

<本信託約款の変更にご異議がある場合>

以下の内容を記入した書面をご用意いただき、異議申立期間中(平成25年10月24日～平成25年11月28日)に損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社までご郵送下さい。

- ・ **締切日:平成25年11月28日弊社必着** (平成25年11月29日以降の到着分は無効となります。)

(1) ご記入いただく内容

① ファンド名称 (損保ジャパンーフォルティス・トルコ株式オープン)	④ 電話番号(日中連絡先)
② 住所	⑤ 平成25年10月24日現在の保有口数 ○○○口
③ 氏名(記名・販売会社のお届け印捺印※)	⑥ 取扱販売会社、取引店名、口座番号
	⑦ 信託約款の変更についてご異議がある旨

※ お届け印の登録がない販売会社でご購入の場合、捺印は不要です。

※ 後掲する「(2)ご注意事項」を必ずお読みください。

<送付先> 〒103-0027 東京都中央区日本橋二丁目2番16号 共立日本橋ビル
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 商品企画部

(2) ご注意事項

- ・ 当ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一の販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての販売会社、取引店名、口座番号、販売会社または口座ごとの保有口数をご記入下さい。
- ・ 書面につきましては、官製はがき、封書等の指定はございません。任意の形態の書面をご自身でご用意いただきますようお願い申し上げます。
- ・ ご記入内容に不備等がある場合には、異議お申立てを受付けできない場合があります。
- ・ 異議お申立ての受益者の受益権口数を確認するため、取扱販売会社に対して口数の確認を行います。その際、必要がある場合にはご本人確認のための書類をご提出いただくことがあります。

4. 異議お申立てされた受益者の買取請求手続き

- ※ 異議をお申立てされた受益者が対象となります。
- ※ ただし、信託約款の変更に異議をお申立てされた受益者が、**必ず買取請求をしなければならないわけはございません。**
- ※ 買取請求を行った受益権については、換金のお申込みを行うことはできなくなりますのでご留意下さい。

(1) 買取請求について

信託約款の変更が行われた場合、異議をお申立てされた受益者は、**買取請求期間中(平成25年12月6日～平成25年12月25日)**に自己に帰属する受益権について、取扱販売会社を通じて受託銀行に対して※、投資信託財産による買取請求をすることができます。

※ 買取請求は、信託約款の変更に対し異議をお申立てされた受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、取扱販売会社に対して行うものではありません。

(2) お手続きについて

お手続き方法は異議お申立てされた受益者の方に対して、別途ご案内させていただきます。

(3) 買取価額

買取価額は、信託約款の変更がなければ当該受益権が有すべき公正な価額※となります。

※ 受託銀行で必要書類を受理した日の翌営業日に算出される基準価額から信託財産留保額(当該基準価額の0.3%)を控除した額。

買取代金につきましては、お客様にご指定いただく銀行口座に受託銀行よりお振込みいたします。

(4) ご注意事項

- ・ 当該買取事務に関する費用(振込手数料、計算書送付費用等)は**お客様負担として、買取代金から差し引かれます。**
- ・ 上記の手続きが必要となるため、買取請求手続きによる買取代金のお支払いは、**通常の換金手続きよりも日数を要する可能性があります。**
- ・ 異議申立期間中、買取請求期間中ともに、**信託約款の変更に異議をお申立てしたか否かにかかわらず、取扱販売会社において通常通り、ご換金のお申し込みを受付けます。**

個人情報の取扱いについて

異議お申立てにあたり、お客様に関する情報を販売会社、受託銀行(再信託受託会社を含みます。)および委託会社(弊社)が共有することにご同意いただいたこととします。なお、本手続きにともない取得した個人情報は異議お申立ておよび買取請求に関する事務を処理するために利用いたします。

5. ご参考

予定している信託約款変更の内容は、以下の通りです。

<信託約款新旧対照表>

【親投資信託 損保ジャパン・フォルトイス・トルコ株式マザーファンド】

訂正後	訂正前
名称 親投資信託 トルコ株式マザーファンド	名称 親投資信託 <u>損保ジャパン・フォルトイス・トルコ株式マザーファンド</u>
運用の基本方針 2. 運用方針 (2) 投資態度 (略) ⑤ 運用にあたっては、トルコ株式の運用指図に関する権限を <u>ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー(ロンドン支店)</u> に委託します。 (略)	運用の基本方針 2. 運用方針 (2) 投資態度 (略) ⑤ 運用にあたっては、トルコ株式の運用指図に関する権限を <u>BNP Paribas Asset Management SAS</u> に委託します。 (略)
【運用の権限委託】 第16条 委託者は、トルコ株式(DR(預託証券)を含みます。)の運用指図に関する権限を次のものに委託します。 <u>ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー(ロンドン支店)</u> <u>英国 ロンドン市</u> (略)	【運用の権限委託】 第16条 委託者は、トルコ株式(DR(預託証券)を含みます。)の運用指図に関する権限を次のものに委託します。 <u>BNP Paribas Asset Management SAS</u> <u>フランス共和国 パリ市</u> (略)

【追加型証券投資信託 損保ジャパン・フォルトイス・トルコ株式オープン】

訂正後	訂正前
名称 追加型証券投資信託 トルコ株式オープン	名称 追加型証券投資信託 <u>損保ジャパン・フォルトイス・トルコ株式オープン</u>
運用の基本方針 2. 運用方針 (1) 投資対象 「トルコ株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象といたします。なお、株式等に直接投資する場合があります。 (2) 投資態度 ① 「トルコ株式マザーファンド」受益証券への投資を通じて、トルコ株式(DR(預託証券)を含みます。)を主要投資対象とし、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。 (略) (3) 投資制限 (略) ⑦ 投資信託証券(<u>親投資信託</u> 受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 (略)	運用の基本方針 2. 運用方針 (1) 投資対象 「 <u>損保ジャパン・フォルトイス・トルコ株式マザーファンド</u> 」受益証券を主要投資対象といたします。なお、株式等に直接投資する場合があります。 (2) 投資態度 ① 「 <u>損保ジャパン・フォルトイス・トルコ株式マザーファンド</u> 」受益証券への投資を通じて、トルコ株式(DR(預託証券)を含みます。)を主要投資対象とし、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。 (略) (3) 投資制限 (略) ⑦ 投資信託証券(<u>損保ジャパン・フォルトイス・トルコ株式マザーファンド</u> 受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 (略)

訂正後	訂正前
<p>【運用の指図範囲等】 第 20 条 委託者は、信託金を、主として損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された「トルコ株式マザーファンド」(以下「親投資信託」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。 (略)</p>	<p>【運用の指図範囲等】 第 20 条 委託者は、信託金を、主として損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された「<u>損保ジャパン-フォルテイス・トルコ株式マザーファンド</u>」(以下「親投資信託」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。 (略)</p>
<p>【信託報酬の額および支弁の方法】 第 46 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 43 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の <u>180</u> の率を乗じて得た額とします。 (略) ④ 委託者は第 20 条第1項に規定する親投資信託の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第1項に基づいて委託者が受け取る報酬からその一部を控除して毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および各計算期末または信託終了のときに支払うものとします。なお、信託財産中から支弁する報酬額は当該計算期間を通じて毎日、信託財産に属する親投資信託の時価総額に年 10,000 分の <u>60</u> の率を乗じて得た金額とします。</p>	<p>【信託報酬の額および支弁の方法】 第 46 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 43 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の <u>190</u> の率を乗じて得た額とします。 (略) ④ 委託者は第 20 条第1項に規定する親投資信託の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第1項に基づいて委託者が受け取る報酬からその一部を控除して毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および各計算期末または信託終了のときに支払うものとします。なお、信託財産中から支弁する報酬額は当該計算期間を通じて毎日、信託財産に属する親投資信託の時価総額に年 10,000 分の <u>70</u> の率を乗じて得た金額とします。</p>
<p>【信託契約の一部解約】 第 52 条 (略) ③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、<u>ロンドンの銀行休業日およびイスタンブール証券取引所の休業日(半日休業日を含みます。)</u>ならびに別に定める期間および当該期間開始日より4営業日前までの期間においては、一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。 (略)</p>	<p>【信託契約の一部解約】 第 52 条 (略) ③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、<u>イスタンブール証券取引所の休業日および半日休業日</u>ならびに別に定める期間および当該期間開始日より4営業日前までの期間においては、一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。 (略)</p>

以上